附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和六年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第七十九号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第六条関係）

第一類	一～十二　（略） （削る）
第二類	（略）
第三類	一　（略） 二　香料（芳香用のものに限る。） ㈠～㈣　（略） （削る） 三　（略） 四　化粧品 ㈠～㈤　（略） ㈥　香水類 オーデコロン　香水　固形香水　粉末香水 ㈦　（略） 五～十一　（略）
第四類～第六類	（略）
第七類	一～十一　（略） 十二　プラスチック加工機械器具　圧縮成形機　押出成形機 高周波ミシン　射出成形機　プラスチック用金型 十三～二十九　（略）
第八類	（略）
第九類	一～九　（略） 十　運動用ゴーグル　水中マスク　水中眼鏡　防じん眼鏡 （削る）

改正前

別表（第六条関係）

第一類	一～十二　（略） 十三　塗装用パテ
第二類	（略）
第三類	一　（略） 二　香料 ㈠～㈣　（略） ㈤　精油からなる食品香料 三　（略） 四　化粧品 ㈠～㈤　（略） ㈥　香水類 オーデコロン　香水　固形香水　練り香　粉末香水 ㈦　（略） 五～十一　（略）
第四類～第六類	（略）
第七類	一～十一　（略） 十二　プラスチック加工機械器具　圧縮成形機　押出成形機 射出成形機　プラスチック用金型 十三～二十九　（略）
第八類	（略）
第九類	一～九　（略） 十　眼鏡 ㈠　眼鏡 運動用ゴーグル　コンタクトレンズ　サングラス　水中マスク　水中眼鏡　鼻眼鏡　普通眼鏡　防じん眼鏡